

計 画 年 度
令和3年度～令和12年度

獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画

令和3年（2021年）10月

熊 本 県

目 次

熊本県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	4
第3 獣医師の確保に関する目標	5
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	8
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	10
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	12

熊本県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針

本県における獣医療の提供体制の整備については、平成23年（2011年）11月に第3次熊本県計画を策定し、以降、飼育動物の診療、保健衛生指導を通じて、畜産業の発展、動物の健康増進及び公衆衛生の向上に成果を上げてきました。

現在、産業動物分野においては、飼養規模拡大や集約化等の家畜飼養形態の変化に伴い、慢性疾病の顕在化や複合感染等の疾病の複雑化、多様化に対応した診療が求められています。また、公務員分野では、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫等の悪性家畜伝染病対策として、事前対応型の防疫体制の確立及び大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化、県民の健康や暮らしに直接関わる業務として、食品・食肉の安全性確保、動物愛護推進に加え、新型コロナウイルス等感染症への対応が必要となっています。

一方、小動物分野では、飼育者のニーズに応じるため、十分なインフォームドコンセントを行いながら診療を進める等、飼育者の意向も含めて総合的に勘案した高度な獣医療の提供が求められています。

このような状況の中、本県における獣医療を取り巻く情勢は、産業動物診療獣医師の高齢化、産業動物分野及び公務員分野への就業を希望する学生が少ないことに加え、農業団体における診療部門の縮小等により、既に獣医療の提供が十分でない、あるいは将来的に不足する地域が出てくると考えられます。

これらの背景を踏まえ、本計画では、産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保に関する目標、家畜伝染病の発生の予防や効率的な診療の推進のために、関係機関の相互の連携に関する目標及びより質の高い獣医療の確保と技術の向上に向けた研修の実施について目標を定め、適切な獣医療を効率的に提供する体制の整備を図っていくこととします。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

本県において整備の目標を定める診療施設は、産業動物分野における診療施設とします。

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物分野における診療施設の地域ごとの開設状況は表1のとおりで、診療施設数は129か所です。開設主体別にみると、県が7か所、農業共済組合が3か所、農業協同組合が7か所、法人等団体が40か所及び個人の施設72か所となっています。

表1 産業動物分野の診療施設開設主体別内訳

地域区分		診療施設数	開設主体				
			県	農業共済組合	農業協同組合	法人	個人
中央	熊本地域	21	1	1	2	8	9
	宇城地域	1					1
	上益城地域	7					7
	八代地域	1					1
城北	玉名地域	4				3	1
	鹿本地域	5	1			2	3
	菊池地域	39	1	1	3	17	16
阿蘇	阿蘇地域	21	2	1		5	13
城南	芦北地域	0					
	球磨地域	23	1		1	4	17
天草	天草地域	7	1		1	1	4
合計		129	7	3	7	40	72

(単位：か所)

※獣医療法第3条の届出(令和2年(2020年)12月31日現在)による。

※診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定される「往診診療者等」を含む。

(2) 主要な診療機器等

産業動物分野における主要な診療機器の整備状況は表2のとおりで、家畜保健衛生所においては、血液生化学分析装置及び超音波診断装置の他、PCR装置等の免疫・DNA診断装置、その他病性鑑定で使用する解剖室や各種機器等を整備しています。また、農業共済組合や団体、一部個人の診療施設において、血液生化学分析装置、超音波診断装置等の臨床現場に直結した使用頻度の高い機器を設置していますが、設置率は高くありません。

表2 診療機器等の開設主体別内訳

地域	開設主体	施設数	施設の整備状況			機器の整備状況		
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置
中央	都道府県（家保等）	1	1		1	1	1	
	農業共済組合	1	1				1	
	農業協同組合	2	1			1		
	その他法人	8						
	個人開業施設	18	4	4		2	1	
城北	都道府県（家保等）	2	2		1	3	2	
	農業共済組合	1	1	1		3	6	
	農業協同組合	3					1	
	その他法人	22	4		4	3	2	2
	個人開業施設	20				2	1	
阿蘇	都道府県（家保等）	2	2		1	2	2	
	農業共済組合	1						
	その他法人	5	5			1		
	個人開業施設	13	8					
城南	都道府県（家保等）	1	1		1	1	2	
	農業共済組合	1						
	その他法人	4						
	個人開業施設	17						
天草	都道府県（家保等）	1	1		1	1	1	
	農業協同組合	1						
	個人開業施設	5	1				1	
合計		129	32	5	9	20	21	2

※獣医療法第3条の届出（令和2年（2020年）12月31日現在）による。

2 診療施設の整備に関する目標

産業動物診療施設については、各々の診療施設の機能の向上を図るとともに、獣医療の需給状況を勘案し、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術及び獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを目標とします。

(1) 家畜保健衛生所

産業動物診療獣医師や畜産農家からの要望が多い病性鑑定機能の充実・強化に対応するために、計画的に診療機器を整備します。

特に、今般のような悪性家畜伝染病の発生に伴う防疫措置においては、迅速な初動防疫体制が重要であることから、その体制の充実を図るため、地域や県下全域の家畜飼養状況や防疫体制等の実情を考慮しながら、防疫用機器の配備、資材の備蓄を計画的に行うこととします。

(2) 農業共済組合、農業協同組合等の診療施設

血液成分分析装置、細菌培養装置、超音波診断装置等、迅速かつ効率的な診断に欠かせない機器類について県は、今後とも積極的な整備を助言します。整備に当たっては、**獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画**^{*1}（以下「診療施設整備計画」という。）に基づく長期低金利の融資制度の積極的な活用を促します。

(3) 個人の診療施設

民間検査機関の利用に加え、家畜保健衛生所等の施設、機材の利用をさらに進め、県は、質の高い獣医療の提供を助言します。

必要な施設、機器の整備については、診療施設整備計画に基づく長期低金利の融資制度の積極的な活用を促します。

*1：獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画

都道府県計画に基づいて、診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。また、認定を受けた者は、同法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けることができる。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域は、家畜保健衛生所の所管区域単位で検討することとします。いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要性があることから、県下全地域を獣医療提供体制の整備が必要な地域として指定します（表3）。

その中でも特に、産業動物分野における獣医療の提供体制の整備が必要である無獣医地域として、芦北地域の水俣市、芦北町、津奈木町、又は今後10年以内に無獣医地域になることが懸念されている地域として、上益城地域の山都町の一部、天草地域の天草

市及び苓北町が挙げられます。

表3 指定地域及び市町村名

地域区分		市町村名
家保名	所管区域	
中央	熊本地域	熊本市
	宇城地域	宇土市、宇城市、美里町
	上益城地域	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	八代地域	八代市、氷川町
城北	玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町
	鹿本地域	山鹿市
	菊池地域	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
城南	芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
天草	天草地域	上天草市、天草市、苓北町

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

小動物分野においては、安定的に人材が確保されていますが、産業動物分野では、新規獣医師の参入が低迷していることに加え、年代別では図1のとおり60代以上が約半数を占め、高齢化が進んでおり、今後、より一層不足する可能性が極めて高い状態にあります。そこで、令和12年度（2030年度）を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、表4のとおりとします。

また、公務員分野においても、新規採用職員の確保が思うように進まないことに加え、早期の離職者に起因する慢性的な欠員状態を再任用や会計年度任用職員により補充している現状です。加えて、表5のとおり今後10年間で20人の退職者が見込まれることから、今後も家畜伝染病の発生予防とまん延防止に対する防疫体制の強化や食の安全性確保に支障をきたさないよう、職員の計画的な確保及び配置に努めることが必要です。

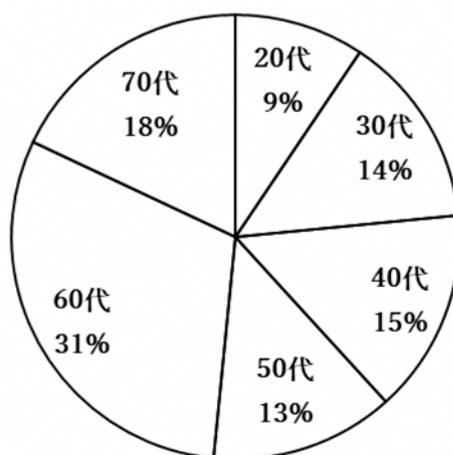


図 1 産業動物診療獣医師の年代別割合

※獣医師法第 22 条の届出（令和 2 年（2020 年）12 月 31 日現在）による。

表 4 産業動物診療獣医師の確保に関する目標

地域	令和 2 年現在の獣医師数 (A)	令和 12 年度における獣医師の確保目標 (B)	令和 12 年度までに退職・廃業が想定される獣医師数 (C)	令和 12 年度推定獣医師数 (A-C) = (D)	令和 12 年度までに確保すべき獣医師数 (B-D) = (E)	
産業動物分野	中央	40	16	14	26	-10
	城北	50	53	16	34	19
	阿蘇	17	27	5	12	15
	城南	17	32	10	7	25
	天草	4	4	3	1	3
県下全域	128	132	48	80	52	

※令和 2 年現在の獣医師数 (A) は、獣医師法第 22 条の届出（令和 2 年（2020 年）12 月 31 日現在）による獣医師の在住している地域での報告数である。

※令和 12 年度における獣医師の確保目標 (B) は、畜種ごとに目標年度における家畜飼養頭数（戸数）を獣医師一人当たりの年間診療可能頭数（戸数）で除して算出し、それらを合計した数とした。

表5 公務員分野における獣医師数及び退職予定者数

所属		令和2年12月31日現在	令和12年度までの退職予定者数
熊本県	農林水産部	64	14
	健康福祉部	59	6
	合計	123	20

2 獣医師の確保対策

(1) 新規獣医師確保に向けた取組

ア 公務員・産業動物分野の業務への理解醸成

本県では、平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までにインターンシップ*²で72人の学生を受け入れ、うち18人が入庁しました。参加した学生からは、「この研修を通して、熊本県の獣医師として働きたい気持ちがさらに強くなった。」、「今回の体験は、将来を考える上でとても大きな影響を与えた。」等の感想を聞くことができました。

また、熊本県農業共済組合家畜診療所においても独自に、令和元年度（2019年度）までに24人の学生を受け入れ、うち8人が農業共済組合家畜診療所に就職しました。このことから、今後も引き続きインターンシップを実施し、産業動物臨床実習や公務員の職場体験を通じて、それらの職域業務の理解醸成と就業誘導を図ります。

さらに、獣医系大学生に対して、今後も大学訪問によるリクルート活動及び県ホームページを活用した、職員採用に係る情報提供と公務員獣医師の業務の紹介等を積極的に実施します。加えて、県外出身者に対しては、本県は畜産業が盛んで特に西日本一の酪農県であること等をアピールし、産業動物診療獣医師として就業する地域の候補としての検討を促します。さらには、小・中・高校への訪問や動物愛護イベント等親子が多く集まる催事を利用して、産業動物分野及び公務員分野の獣医師に興味を抱くような説明会等の取組を推進します。

イ 熊本県獣医師確保修学資金給付事業

産業動物診療獣医師等の確保のために、国が実施している獣医師養成確保修学資金給付事業に加えて、平成28年度（2016年度）から県独自の修学資金制度を実施しています。本制度は、一定期間本県の産業動物臨床獣医師あるいは県の公務員獣医師として就業することを給付の条件としており、令和2年度（2020年度）までに24人の獣医学生が本事業を利用し、産業動物分野に3人及び県に9人が就職しました。

今後も県内高校等へのポスター及びパンフレット配布や県ホームページ等を利用し、積極的に修学資金等に関する情報提供を図り、特に県内出身者の獣医系大学への進学を誘導します。

(2) 人材情報の共有と再就職支援

獣医師法第22条の届出オンライン化の実現に向け、定年退職した獣医師や、離職・

休職中の獣医師及び卒業後の就業分野からの転職を検討している獣医師について、就業意志の情報を共有できるシステムの構築を国に要望していきます。さらに、そのシステムの活用について関係者一体となって検討する場を設けることで、人材情報を共有し、獣医師不足の職域に就職を斡旋する等の体制を整備します。

(3) 労働をめぐる環境の改善

近年、**女性獣医師**^{*3}の占める割合が大きくなっていることや、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることから、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進し、獣医師の定着を図ります。

また、離職者については、その要因を調査し、必要に応じて改善を図ります。

***2：インターンシップ**

獣医学生が、一定期間、家畜保健衛生所や家畜診療所等において研修し、自分の将来関連ある就業体験を行える制度。学校によっては、単位が認定される。

なお、国内では家畜衛生対策推進協議会が、全国全ての獣医学生が臨床実習及び行政体験研修を行えるよう、実習受入施設の確保・調整を行っており、本県の産業動物診療施設でも受入れ、就業への誘導につながっている。

***3：女性獣医師**

平成30年（2018年）12月末調査によると、全国の獣医師のうち、20～30歳代では女性獣医師が約半数を占めている。また、獣医学生の約半数は女性であり、今後も女性獣医師が増加する見込みである。

熊本県の獣医師全体における分野別の現状は、小動物分野の25%、公務員分野の37%、産業動物分野の13%が女性獣医師である（令和2年（2020年）12月現在）。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

獣医療関連施設については、地域の実情を十分に踏まえた効率的な診療体制を整備するため、これらの施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとします。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

(1) 家畜保健衛生所は、地域における家畜伝染病の発生予防及び発生時の防疫活動の拠点として、その中心的役割を担います。平時においては、発生予防対策を充実するために、民間獣医師、畜産農家等の連携の下で、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランスの強化及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導の徹底等により、防疫体制の整備を図ります。

(2) 県内における家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化のため、健康福祉部の獣医師職員を家畜防疫員に補職するなど、的確な防疫体制を確立します。

また、県獣医師会等との連携の下、公務員獣医師退職者、産業動物分野のみならず小動物分野を含む民間獣医師の防疫活動への支援体制に加え、民間獣医師が防疫作業に従事することにより、通常の診療に支障がでる可能性があるため、その応援体制等について整備を進めています。

さらに、家畜伝染病発生時における他県からの家畜防疫員の派遣要請に備えて、事前に派遣要員のリストを作成します。

- (3) 国内における家畜伝染病発生時には、「**熊本県家畜伝染病防疫対策要綱**^{*4}」に基づき、発生地域に対応した防疫体制を組織し、関係部局への周知、連携・協力により家畜伝染病の本県への侵入防止に加え、発生時のまん延防止と早期終息を図ります。

そのために、平時から畜産関係団体をはじめ関係機関と防疫協定等を積極的に締結し、迅速な支援体制を構築するとともに、万一の発生に備えた防疫作業体制及び各機関の役割を再認識するため毎年防疫演習を実施し、迅速かつ的確な初動防疫体制を確立します。

- (4) 国内外における家畜伝染病発生状況及び防疫対応状況については、関係団体、畜産農家等に対し迅速に情報提供を行い、家畜伝染病発生予防及びまん延防止に対する意識の啓発を図ります。

***4：熊本県家畜伝染病防疫対策要綱**

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の発生時における防疫態勢を規定している。県内で悪性家畜伝染病が発生した場合、知事を防疫対策本部長とするレベル3の態勢をとり、関係部局協力の下、まん延防止を図る。

2 診療施設、診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要ですが、それらの機器を個々の診療施設が整備することにより過剰な設備投資にならないよう、家畜保健衛生所の診断機器や農業共済組合の診療施設等について、民間獣医師も含め、相互間での連携・協力の下で効率的利用を推進します。

また、家畜保健衛生所の**施設設備**^{*5}、機能の充実を計画的に行いながら、病性鑑定等における検査や診断を効率化、迅速化することで、当面の産業動物診療獣医師の人的不足を補完します。

***5：家畜保健衛生所施設整備基本計画**

国内における悪性家畜伝染病の発生を受け、家保内のバイオセキュリティ確保のため、本県では平成23年度（2011年度）に「家畜保健衛生所施設整備基本計画」を策定した。施設整備は、中央家保から開始し、令和4年度末までに県下5家保全ての整備が完了する予定である。新庁舎は、エリアのゾーニングによる交差汚染防止が図られ、加えて、新たに検査課ウイルス部門には鳥インフルエンザ等危険性の高いウイルスを扱うためのBSL3（バイオセーフティレベル3）検査室が整備された。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設が相互に連携し、その機能が十分に発揮されるよう家畜保健衛生所が行うサーベイランス成績、予察検査の成績並びに抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果、食肉衛生検査所が行うと畜検査成績等の獣医療に関する情報を診療施設、関係団体及び大学と共有するとともに綿密な情報交換を行います。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大・集約化等に伴い従来の個体診療に加え、農場単位や群単位での集団管理衛生技術へのニーズがさらに高まるものと思われます。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要としますが、このうち、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所や民間検査機関を活用する等、衛生検査機関との業務の連携を促進します。

5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

産業動物診療獣医師の高齢化及び畜産農家の減少に伴う点在化により、十分な獣医療提供が困難な地域において、現状では農業共済家畜診療所や隣県の診療施設等により獣医療が補われています。しかしながら、農業共済組合の診療部門が、独立採算制へ移行されたことにより、診療効率の低い遠隔地等への対応が難しくなっています。そのため、家畜共済診療点数表の改正等による運営健全化の施策を国に要望するとともに、当該地域における農業共済や市町村、畜産関係団体による診療施設整備等の取組に対して助言を行い、家畜診療所の適正配置を図ります。また、慢性疾病や生産病、繁殖障害等の発生を抑えるため、家畜保健衛生所による補完的な診療（飼養衛生管理指導及び繁殖検診等）の提供に努めるほか、遠隔地等における診療の効率化に向け、情報通信機器等を用いた診療体制を確保する環境の整備を推進します。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医療を提供する獣医師は、技術の習得はもとより、専門職職業倫理の向上を図りながら技術の向上に努め、より質の高い獣医療を確保する等、社会のニーズに応じていかなければなりません。そのために、更に高度な獣医学的知識、**アニマルウェルフェア**^{*6}の考え方に対応した飼養管理に関する知識、また、**薬剤耐性対策アクションプラン**^{*7}に係る適正な獣医療に関する知識と**飼養衛生管理基準**^{*8}の指導のためのコミュニケーション能力、さらに**One Health**^{*9}等の国際的感覚を持った獣医師を養成するための研修等を充実させるように努めます。

また、各分野における獣医師の連携や交流、情報交換等による関係の強化により、相互の業務の理解を促進し、幅広い経験と見識を持った獣医師の育成を図ります。

1 産業動物分野

県は獣医療に関する法令遵守、食品の安全性確保において獣医師が担う役割、家畜伝染病発生時の防疫措置等について、研修会や講習会等の開催に一層努めるとともに、民間企業等が開催する臨床現場における実践的な診療技術の他、飼養衛生管理基準の指導、農場経営、農場HACCP等に関する知識に精通した、いわゆる**管理獣医師**^{*10}の養成に関する専門性の高い卒業研修の開催について情報の提供、参加の促進を図り、技術や知識の習得に努めます。また、農林水産大臣の指定する臨床研修診療施設又は

それに準じた診療施設を目指す取組を支援します。

2 公務員分野

- (1) 国等が開催する家畜衛生分野、公衆衛生分野、アニマルウェルフェアに関する講習会のほか、集団管理衛生技術、農場HACCP等の最新の獣医療技術等の研修について獣医師の積極的な参加を進めます。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される講習会を受講し、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図ります。さらに、得られた知識や技術については、伝達講習会等により、関係者への普及・啓発に努めます。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、県及び市町村、関係団体、民間獣医師等も含めた防疫体制を確立するため、技術研修会や防疫演習等の実施により関係者の訓練と意識の統一を図ります。
- (3) 病性鑑定、調査・試験研究等で得られたデータや成果等については、積極的に業績発表会や学会等において発表するとともに、論文投稿を行うなど、学術分野への参画を促進します。
- (4) 農林水産部、健康福祉部の獣医師職員の計画的な人事交流を引き続き行うことにより、家畜防疫から食品衛生に至る幅広い技術と見識を持った職員の育成により、家畜伝染病や人獣共通感染症のまん延防止のための体制構築を図ります。
- (5) 職員自らが企画し、研修する自主企画研修制度により、職員の自己啓発を積極的に推進し、幅広い技術や見識を持つ人材の育成を図ります。

3 小動物分野

獣医師会等が中心となり、より高度かつ最新の獣医療に関する知識と技術を習得させるための研修を充実させるとともに、専門医制度や動物看護職等との連携を図ったチーム獣医療^{*11}の体制の構築を図ります。

*6：アニマルウェルフェア

国際獣疫事務局（OIE）の勧告において、「アニマルウェルフェアとは、動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義されている。

家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であり、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及に努めている。

*7：薬剤耐性対策アクションプラン

世界保健機関（WHO）の「薬剤耐性に関するグローバル・アクションプラン」の5つの柱を参考に、関係省庁関係機関等は2016年から2020年までの5年間に、ワンヘルス・アプローチの視野に立ち、協働して集中的に取り組むべき対策をまとめた。また、日本は6つ目の項目として国際協力を加え、6分野の「戦略」及び「具体的な取組」等を盛り込んだアクションプランが策定された。

*8：飼養衛生管理基準

農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、所有者が遵守すべき最低限の基準として定めるとともに、当該基準の遵守を義務付けている。飼養衛生管理

の徹底は、食品の安全を確保するための生産段階における取組ともなる。遵守しない飼養者には、指導、勧告、命令の行政指導が行われ、罰則も設けられている。

***9 : One Health**

人、動物、環境の衛生に関わる者が、連携して取り組む考え方。近年、人獣共通感染症や薬剤耐性対策等に関する意識が高まり、このような課題に対し、関係者が分野横断的に連携してその解決に向けて取り組む「ワンヘルス・アプローチ」が国際的に提唱されている。

***10 : 管理獣医師**

飼養規模の拡大に伴い、従来の個体診療のみではなく、農場全体を一つの群と考え、総合的な診療・治療はもとより、法令遵守、衛生管理指導、飼養管理指導、経営指導等に関しアドバイスをを行う獣医師。

***11 : チーム獣医療**

動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上に伴う飼育責任への認識が広がり、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者が連携して実施し、獣医療提供の質の向上を図る。この取組を踏まえ、令和4年（2022年）5月に愛玩動物看護師が国家資格化される。

4 地域の実情に応じた研修

- (1) 馬、めん羊及び山羊等、飼育方法及び飼養される地域が特化されている家畜について、地域の実情を勘案した上で獣医師の養成を推進します。また、乗用馬等地域によって専門とする獣医師が不足する畜種については、他の家畜を専門とする獣医師に対する研修等を通じて、獣医師が不足する当該畜種の診療技術の向上を推進します。
- (2) 牛及び馬の繁殖が盛んな地域について、今後も家畜の増頭を持続可能なものとするため、繁殖検診等の技術について、研修を通じて獣医師の養成を図ります。

5 生涯研修等

臨床獣医師が日進月歩する獣医療技術及び海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、獣医師の組織する団体等が開催する各種学会及び研修会等への参加や当該団体が提供する教材等の利用促進を図ります。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護管理行政、さらには野生動物管理等の自然保護行政や小動物獣医療も勘案し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化を図ります。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

- (1) 県は、獣医師会、熊本県畜産協会と連携しながら、ワクチン接種等による自衛防疫活動の推進及び強化、家畜伝染病に関する情報や飼養衛生管理基準の遵守について指導の徹底を図ります。また、畜産農家に対する家畜衛生や食品の安全性向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場HACCP等の普及の促進

を図ります。

- (2) 飼育動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対し、飼育動物の健康管理や疾病に関する知識、動物由来感染症予防に係る情報等について普及・啓発を図ります。さらに、令和5年度末に整備予定の新熊本県動物愛護センター（仮称）においては、犬や猫と実際にふれあいながら動物の適正飼養等について学べる講習会を開催するなど、地域住民や関係団体等と協力し、動物愛護教育を推進します。

3 広報活動の充実

獣医師会や家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等、獣医師が活躍する機関、団体等においては、ホームページや広報誌等の媒体を通じ、獣医療が社会に果たす様々な役割や社会活動、関係する情報等を提供することにより、県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及等に努めます。